様式１号（第４条関係）

令和　　　年　　月　　日

立山町環境保健衛生協会長　様

　　　　　申請者　団体名

職･氏名

住所

電話番号

木材チッパー等貸出申込書

　木材チッパー等を利用したいので、立山町環境保健衛生協会木材チッパー貸出運用規定に基づき、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 利用機器等 | * 木材チッパー　　　　　　　　１台 * 木材チッパー用カバーシート　１袋 * 軽トラック運搬用橋板　　　　１組（２本） * 軽トラック用ロープ　　　　　１本   ※利用する機器等の左側の□にチェック☑を入れる |
| 利用期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（　　日間）  ※利用期間の上限は原則10日間程度（延長可 要相談） |
| 利用場所 |  |
| 保管場所 |  |
| 誓約事項 | 木材チッパーの利用にあたり、立山町環境保健衛生協会木材チッパー及び付属する利用機材等（チッパー等）の貸し出しに係る注意事項（別紙）について遵守いたします。 |
| 利用目的 | 直径７㎝以内の伐採木や枝、竹をチップ化するため  （ただし、営利目的ではありません。） |

別　紙

立山町環境保健衛生協会木材チッパー及び付属する

利用器材等（チッパー等）の貸し出しに係る注意事項

１．申請者の利用目的以外（特に営利目的）に使用しないこと。または、他人に転貸し、若しくは使用させないこと。

なお、破砕の対象は、**直径 ７㎝以内の伐採した樹木や枝、竹に限ること。**

２．チッパー等の貸出時に配布する取扱説明書の指示内容を守り、正しく使用すること。チッパー等の使用により発生した使用者又は第三者に対する損害については申請者の責任とし、申請者が損害賠償の責を負うこと。また、**申請者は、使用者及び作業従事者全てを対象に傷害保険の加入に努めること。**

３．事故等の発生を予防するため、木材チッパーの使用者や周辺で作業に従事する人などは、**ゴーグルやヘルメット・手袋（引っかかって機械に引っ張られるので布製手袋（軍手）は不可）等の防護用品を着し、作業中は、身体の安全を最優先とすること。安全のため、できるだけ平たんな場所で使用すること。**

４．動作音やチッパーの飛散等による周辺の住宅等への影響に配慮すること。

５．故障等の異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに使 用を中止し、**怪我等の応急措置を施し、必要があれば救急車の呼出し（電話番号１１９番）に連絡すること。また、営業日の午前９時から午後４時までの間に協会事務局（電話番号０７６－４６３－６６１２）まで事後報告すること。**

６．利用期間中は、施錠可能な保管場所に必ず保管し、盗難防止に努めること。

７．**申請者が故意、または取扱説明書や注意事項の規定に違反したためにチッパー等を毀損しまたは亡失したときは、申請者の費用負担で修理するか、または協会に対し損害賠償を行うこと。**

８．**車で運搬する際は、ロープ等で本体を固定**し、転倒・転落などが発生しないようにすること。

９．運搬及び稼動に要する費用は申請者が負担するものとし、**返却の際には燃料 （無鉛ガソリン）を満タンにすること。**ただし、古い燃料は使用しないこと。

10．返却の際は、事前に当協会と日程調整を行い、協会の職員が立会いのうえ、指定場所へ返却すること

立山町環境保健衛生協会木材チッパー貸出運用規定

（目的）

第１条　この規定は、立山町環境保健衛生協会（以下、「協会」という。）会員等が立山町（以下、「町」という。）のごみ減量化を目的に、協会が管理する木材チッパー及び付属する利用器材等（以下、「チッパー等」という。）の貸し出しをうけることについて、必要な事項を定めるものとする。

　（貸出窓口）

第２条　貸出窓口は、協会とする。

　（貸出対象者）

第３条　チッパー等の貸し出しを受けることができる者は、町のごみ減量化を目的に、庭の小径木や枝等をチップ化し防草用・堆肥等に利用する協会会員等とする。

　（貸出及び返却の方法）

第４条　チッパー等の貸し出しを希望する者（以下、「申込者」という。）は、貸出窓口に電話でチッパー等の貸し出し状況を確認のうえ、木材チッパー等貸出申込書（様式１号）を協会長に提出するものとする。

２　前項による申し込みがあった場合、チッパー等の利用が適当と認められる時は、協会長は、期限を設け申込者に対してチッパー等を貸し出すものとする。

３　申込者は、チッパー等を直接受け取り、直接返還するものとする。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理の者が返却できるものとする。

　（貸出期間）

第５条　チッパー等の貸出期間は10日間程度とし、処理する木材の量および利用件数に応じて協会は、その期間を定めることができる。

（料金）

第６条　貸出料金は、無料とする。

　（損害賠償）

第７条　協会は、申込者が故意または過失によりチッパー等を破損、汚損した場合は、申込者に対してその修繕にかかる費用の負担を求めることができる。

２　チッパー等の使用にあたって発生した怪我・事故等については、申込者の責任とし、協会は一切責任を負わない。

　（禁止事項）

第８条　申込者は、チッパー等を使用して次の行為を行ってはならない。

1. 営利目的の活動を行なうこと。
2. チッパー等を第三者に転貸すること。

２　申込者は、チッパー等の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項に従わなければならない。

　（補足）

第９条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

本規定は、令和４年６月１日より施行する。